

8B-7-32

GAa1/1

8B-7-32

働く年少者をめぐる発言

——第七回働く年少者保護運動実施状況報告より

婦人少年局

42p



女性と仕事の未来館



00963510

剛ノ平少清ヲめくる余言

剛ノ平少清ノ事ハ其ノ書ニ載ル

剛ノ平少清ノ事ハ其ノ書ニ載ル

この資料は第七回幼く年少者保護運動実行会（昭和二十八年十一月一日〜十日）催し北河原、栗比大蔵は十月十五日〜二十四日、相向中に開かれた座談会において発言された内容を、精人少壮愛の報告書にもとずいてとりまとめたものの中から抜粋したものである。

これらの発言内容をもととして現在の年少劣弱者保護の現状と今後の保護対策の同種点を明らかにするために、具体的な内容に重点をおいてまとめたものである。従つて、発言者別へ年少者、保護主、中学校、父兄及び一般、官方等々に同感点を記載する事にした。

なお報告書のとおり方が不備であつたために、統計的（数的）な整理方法があらわねで行いえたなかつた事は極めて残念であつた。

又座談会の対象機関及びテーマについても、各地方の事情と、その同種性に即した必要にむとづいて自主的な構成をとつたので、各地方が共通したものになつた事も明記しておく。なお附註された座談会の総数は全圖で約二〇〇件あり、今件あつた。

とりまとめ上多少の不備があつたが、現在の実情をもつて、今後の保護対策の施策に供するものである。

目 次

- 一、就服前の職業準備教育その他の諸問題について
- 二、就服活動・失業及び雇用條件等について
- 三、労働條件及び労働時間中の諸問題について
- 四、労働基準法による技能者養成について
- 五、年少労働者の教育の問題について
- 六、余暇活動について
- 七、労働組合活動について

一、就職前の職業準備教育 その他の諸問題

この項目は必要と思われるところは件数を附しておいた。

(一) 年少者の発言

現 状	現 況	望 望
1、中学校における職業準備教育は不徹底である。 (1) 職業紹介ばかりで人間の自覚についての指導はない。 (2) 労働関係法規、職業上の知識教育情操教育が少なすぎる。 (3) 進学組は勉強させるが職業教育は少い。 (4) 計算が出来ないでこまる。 2、その他 (4) 中学における実習の技術は現場で利用出来ない。 (5) 衛生検査の結果にもとづく痛脈がない。	1、 (1) 中学における職業準備教育は徹底しない。 (2) 実習が足りない、また現場で使えない。	1、実地的な職業教育を望む。 (1) 経済・歴史、労働関係の基礎知識、礼儀作法等の教育を望む。 (2) 工場見学を望む。 (3) 技術指導は、習業場と連絡をとり、現実にくした指導を望む。 (4) 職業指導所の技術指導が、実際とくいちがわないように望む。

(四 件)

(四 件)

(二) 事業主の発言

(三)

現 状	意 見	要 望
1、中学における職業準備教育は不徹底だ。 (1) 中学における生半可な知識や技能は身につけていない。 (2) 職業指導を受けている者は殆んどない。 2、中学における職業準備教育はよい。 (3) 入社時の態度によい影響を与えている。 3、その他 (4) 職業訓練所の卒業生は一応めくにつ。	1、中学に於ける職業準備教育は必要だ。 (1) 在学中実習面を強化した方がよい。 (2) 工場見学をした方がよい。 (3) 自主的行動を養う教育をすべきだ。 2、中学における職業教育は必要ない。 (1) 在学中の技術指導は必要だ。 (2) 生半可な職業訓練所の教育は却つて有害だ。	1、中学における職業準備教育の徹底をのぞむ。 (1) 他校間の充実をのぞむ。 (2) 情報教育の徹底をのぞむ。 (3) 労基法の知識を与えてほしい。 2、中学に於ける職業準備教育は健全な。 (1) 一級建築士に力を入れている。 (2) 中企業は技術指導はこまる。 3、その他 (1) 職業訓練所の技術指導の強化を望む。

人

(七件)

(四件)

(十五件)

(九件)

現 状	意 見	要 望
一、中学に於ける職業準備教育は行われている。 (1) 校外実習をしている。 (2) 自動車修理技術の指導。 (3) 簡便教育に力を入れている。 (4) タイプ・筆記を教えている。 二、中学に於ける職業準備教育は微塵もない。 (5) 設備・経費が全くない。 (6) 職業教育の方がより優先する。	一、中学に於ける職業準備教育は必要だ。 (1) 通、冬休みの実習、見学は必要だ。 (2) 意欲面の指導が必要だ。 二、中学に於ける職業準備教育は必要だ。 (1) 基礎学科をしつかりやらせろべきだ。 (2) 基礎学科と職業教育といつれにウエイトをおくべきかは研究の余地がある。	一、中学に於ける職業準備教育の徹底をのぞむ。 (1) 予備面の配属をのぞむ。 (2) 職業指導の専任教師の法制化をのぞむ。 (3) 関係官庁の緊密な連絡をのぞむ。 (4) 本人の伯作を生かす教育をのぞむ。

(六 件)

(六 件)

(四 件)

(五 件)

(六 件)

(四) 労働組合の発言

現 状

ノ、労働関係の指導が不十分だ。
 2. 基礎学科の程度がひどい。

意 見

ノ、中学に於ける職業準備教育は 重要だ
 の 実務者からの話をきかせることよい。
 の 労働関係についての教育が必要だ。

(三 件)

要 望

ノ、中学に於ける職業準備教育の強化をのぞむ
 の 働く事に対する自覚を与えることを望む
 の 労働関係知識を与えてほしい。
 2. その他 準備教育は困難だから技能養成所の拡充をのぞむ。

(七 件)

(五) 父兄の発言

現 状

ノ、中学に於ける職業準備教育は不十分だ
 2. 子供の希望する職業がない。

意 見

ノ、中学に於ける職業準備教育は必要だ
 の 工場見学は必要だ。
 2. 中学に於ける職業準備教育は必要ではない
 の 現在の指導は實際にやくだたない。

(三 件)

要 望

ノ、中学に於ける職業準備教育の徹底をのぞむ
 の 工場見学をさせてほしい
 の 休園利用の奨励をのぞむ

(六 件)

官庁の老言

- (13) 関係官庁及び経験者の積極的指導をのぞく。
- (14) 実地指導をのぞく。
- (15) 継承組と平等に職業指導に力を入れてほしい。
- (16) 習能のひくい者に特殊等級をもうけ職業教育を与えてほしい。

現 状

1. 中学に於ける職業準備教育は不徹底だ。
- (1) 専任教員が乏しい。
- (2) 関係官庁の保護は出費して指導しているが保護が不足している。
- (3) 父兄の関心がうすい。
- (4) 適性検査結果によつて就職したものはいすい。
2. 少年保護観察所は前者の職業問題は深刻だ。
3. 職業民の就職問題は深刻だ。

意 見

1. 中学に於ける職業準備教育は熱心に行うべきだ。
- (1) 専任教員が必要だ。
- (2) 関係各官庁は緊密に連絡をとるべきだ。
- (3) 訓練の企画と予算超過について検討すべきだ。
- (4) 就業規則についても教育をしておくべきだ。
- (5) 職業・水産等の特殊技術指導も必要だ。

要 望

1. 中学における職業準備教育は必要である。
- (1) 特長を与えるよう職業教育を望む。

(2) 普通教育のそと

(3) 予算をふやす事を望む

(4) 新進民衆出身のため特技術者を要む。

以上を要約するならば、職業準備教育は一般的には充分に行われていないので、現在ではその発展は期待出来ないというのが現状のようである。例へば「中途半ばな教育がなつて義務教育期間中に学ばぬばならない基礎学科の程度をおとしている」或いは「技術指導も生半可な爲に、就労後雇用主の技術指導に随宮になつてゐる」というのが主とした発言である。

しかし爲り足らずに在学中における職業準備教育の不備が多いわけではなく、むしろもつと充実させた方がいゝという意見の方が前向きに比して数的には比較的多いようであつた。しかしその充実の趣味も技術指導という意味ではなく、適切に對する社会的意義、或いはそれに對應される自尊、責任性の開揚等、いわゆる気品にあつての心養ふともいふべき教育の必要性を訴へてゐるようである。

又その様な指導の身に基礎学科を學ばせる時期がさかぬというような点については、研究の余地があると訴へてゐる事は注目される。

いづれにしても現状のまま、では殆んど趣味をなしてゐないというのがこの調査の一般の傾向とみられる。

なお特殊な商標としては、都府県に對する差別待遇が依然として残つてゐる点と、その消滅に對する願望約半村技術指導としての職業準備教育の必要性へ及ばず(或は)をあげてゐる点であらう。

二、就職活動、失業及び雇用条件等について
(一) 年少者の発言

現 状	意 見	受 取	雇 主
1、採用条件は差別がある。 (1) 貧困、親のない子、縁故のない高等家庭環境の悪い者は不利である。 (2) 女子は通学する者は不利である。 (3) 本県学校の差別がある。 2、雇用条件は差別がある。 (1) 契約時の雇用条件と就職後のそれは違っている。 (2) 縁故で入った者との間に差別がある。 (3) 雇主は故えつれた法律通りに通学させていない。 1、雇用条件は本人の人物に重点をおくべき。 2、雇用条件の約束は守るべき。 1、採用条件について (1) 公平な機会と人物本位を確め、 (2) 夜学通学者を多めてほしい。 (3) 職業あつせんは確実性を要する。	1、雇用条件は本人の人物に重点をおくべき。 2、雇用条件の約束は守るべき。	1、採用条件について (1) 公平な機会と人物本位を確め、 (2) 夜学通学者を多めてほしい。 (3) 職業あつせんは確実性を要する。	雇 主 の 発 言 1、採用条件は家庭環境に重点をおく。 (1) 母親のみの子は将来問題を抱しやすい。 (2) 酒類の消費のものはこまる。

四 学校側の発言

適 見	③ 扶養家族の多いものはこまる。 ② 採用条件は本人本位だ。 ① 本人の資力、健康、学力を重視する。 ④ 夜学通学しない者へ或る程度の特権を認める者はかえつてよいと言っている。
受 望	① 採用条件は本人本位にすべきだ。 ② 採用条件は家庭環境のよいものをとつてよい。 ③ 家庭環境は採用を左右する。 ④ 採用条件は両親の貧乏は問題にならない事を望む。 ⑤ 進取を望む。 ⑥ 現物努力に対する自信を望む。
受 望	① 採用条件は家庭環境で左右される。 ② 両親健在、本人の収入が家計負担にならないもの、無故のあるもの、夜学を拒むもの。 ③ 安定所からの者と無故関係者の間に就職後差別がある。 ④ 適性検査結果の偏見がない。
適 見	① 情実採用はやめるべきだ。 ② 卒業前からの就職はこまる。 ③ 昇外に就職を勧誘すべきだ。 ④ 適正検査結果を重視すべきだ。
受 望	① 採用は人物本位に公平にして夜学通学を認める事を望む。

	2. 身体障害者の就職あつせんを望む。 3. 未入用には受雇にせしつゝおえるので置く事を望む。 4. 雇用契約時は真実の労働条件明示を望む。
(三) 労働組合の発言	1
要 望	1. 本人本位の雇用を望む。 2. 縁故関係や家庭環境に左右されるのはやむをえない。
(四) 父兄の発言	
現 状	1. 通販がなく不便を与えている。 2. 採用条件に家庭環境に重点がおかれるべきでない。 3. 通販を与えるべきだ。
要 望	1. 採用は本人本位にし、公平にその機会を望む。 2. 契約時は労働条件の明示を望む。
(五) 官庁の発言	
現 状	1. 就職口が極めて狭い。 2. 三号制は施設にうちこめない。 (1) 事業場で早期採用を求める。 (2) 産前産後休業を定める。 3. 臨山京東の就職者がない。

意見	「片親の者、自治運動をした者の就職を妨げない。」 1. 採用条件は本人本位にすべきだ。 2. 原則就職は更正すべきだ。 3. 中小企業の採用条件を更正し、大企業に就職しようとする傾向を更正すべきだ。 4. 採用は公平にし、卒業後の就職を望む。 5. 販交と連絡をとり就職を望む事を望む。 6. 事業主は興業の労働条件の明示を望む。
要望	以上全体についてまとめざるならば、就職としては、採用条件の上に家庭の貧困程度と、両親の有無即ち家庭環境が相当多く支配しており経済上かなり深刻な問題があるようである。これに対しては雇用主以外の出発点はこもつてこれ不足を要求しており、心ある雇用主もそれの主張しており、採用条件は「本人の人物を重点において決定している」と答えている所も多いわけであるが、雇用主の中には「家庭環境が一つの重要な要素となる」とことを主張している多くの意見があることは先回に述べる。 なおその他の向風としては、年少者、中学夜側から「契約時に興業の労働条件の明示と、その履行性」を訴えている点であり、中学、父兄、自分から「適性検査にむとづく適業がない点」或いは「卒業前の早期就職の弊害」「夜学通学の遅延」等の諸点である。 いづれにしても就職の機会に公平と、本人本位の採用条件とが、現実的有向風点として比較的大きく要望されていようである。

三、労働条件及び労働時間中の労務環境について

(一) 年少者の発言

現 状 / 休日

(1) 休日がない

(休日が全然ない・又は月一・二回しかない・一定の休日が完全にとれない。)

(2) 有給休暇が全然ない。

2. 労働時間

(3) 働く時間が長い

(作業が多い・毎日、三時―二時間ある。

五時―二時間働くので疲れる(雑物)

夜おそくまで仕事がある(菓子製造) 商店又は住込みは労働時間が不安だ。

(4) 休憩時間は充分に休めない

(バスの車掌の三十分休憩はみじかい

電話交換手は(私設)休みがとれない、商店は休憩時間がとれない。)

3. 賃 金

(5) 給与形態が不明瞭だ。

(三千円の約束で入ったが二千円だ。残業手当が出ない。月一斗の米と千円入れて二千円もらう。月五百では日用品で一杯だ。月小遣金として二万円もらう)

(6) その他

(天引貯金がある。牛乳がんとわると買収せざる此方。

自費重修時代を理想させられる。

4 労働環境

(7) 設備がわるい。

（青粉で塗くのでのどを痛め職人の長欠者を出している（製針工）通いので通字をかろうのに目が衰える。風気が朝や午にかゝり苦しい。騒音がはげしく気分が悪い。）

(8) 先輩は不親切だ。

（疑問ばかり言いつけ正しい事が通らない。）

5 意見

1、労働時間

(1) 作業は遅めてもよいのではないか

（年少者の台車の作業は遅めてもよいと思う。八時間労働では技術が覚えないので作業をしたい。余暇設備がないのでぼんやりしているより作業をして手当をふやした方がよい。）

2、賃金

(2) 熟練で半休むと給料が半分になつてこまる。

3 労働環境

(3) 年長者は民主的であるべきだ。

（年長者は技術も行為も指導はする人であるべきで、守る事は多くない。）

(4) その他

（違反申請をすると不利益を扱いを受けそうなので、指導は年少者を重点においてやるべきだ。）

6 要望

1、休日

(1) 休日の確立をのぞく

(2) せめて月二回ほしい。有給休暇がほしい。

2 労働時間

(3) 作業準備時間は労働時間に入れてほしい。(バスの発車、新機換装の準備)

(4) 労働時間は大人存分にゆきたい。

(5) 残業はやめてほしい

(6) 休憩時間の改善をのぞく

(7) 休憩時間の確保とその時間中の雑用はやめてほしい。休憩時間を長くしてほしい。

(8) 労働時間外に家事に使用したいでほしい。

3 労働賃金

(9) 賃金の改善を望む

(10) 最低賃金制の確立を望む。固定給を望む。残業手当の完全支給を望む。

4 労働環境

(11) 労働環境の設備の充実を望む。

(12) 休憩室や学生設備の充実と作業衣の支給を望む。レコードをもつとがけてほしい。

(13) 自分同僚の調和性を望む。

(14) 不公平な取扱いはやめて、親切に指導してほしい。

(15) 年少者の技術指導も考え、もつと理解を示してほしい。夜学生に理解すると共に、夜

学に行けない者に研修会のような会を開いてほしい。

(16) 人間的組合せは疲弊に影響するので適切を望む。

(17) 労基法の厳守を望む。

現 状

ノ、労働時間

(1) 労働時間の改善を行つた。

同業者が協定して書同労働に切り換へた。(パン製造)

ス、労働環境

(2) 民主的な環境に力を注いでいる。

労働管理と、技能向上に重点をおき、パワ・クを期につけさせ、月一回休日を計らる。

意 見

ノ、休 日

(1) 週休制は無理だ。(新聞記者)

ス、労働時間

(2) パン屋に就業者が少いから労働条件を改善すべきだ。

(3) 残業を申し出るものがあるが、余暇が不足だからだ。

(4) 経済的に恵まれたい子供は残業を認めてもいいのではないか。

3 賃 金

(5) 労働時間も短いいし残業も別れないのに給与のみの好条件にはできない。

4 労働環境

(6) 親切に指導し、多少の犠牲を払つても労基法は守るべきだ。

(7) 中小企業は労基法の整備は遅れた。

(8) 労基法を守り事は困難なので特別の法を定め家事使用人等と共に適用させてはどうか。

労 働 時 間

ノ、労働時間

現 状	学校側の意見	要 望
1 新聞配達は就労時間を含めて長時間では配達しきれないが、配達してほしい。 2 労働環境 3 大工は重要物資運搬の制限にふれるが緩和してほしい。	1 休日 2 商店 小企業は週休制度を守られていない。 3 労働時間 4 深夜勤務内（十二時間労働）に通っている女子がある。 5 五時と十時十一時に帰宅している。 6 労働環境 7 新聞配達は早朝家をのぞくので遺棄を恐る。 8 休日 9 新聞配達の週休制度確立のための支援をとりつらう。 10 貸 金 11 貸金の使用方法を指導すべき。 12 労働環境 13 新聞配達の労働に対する適切な指導をなければ、就労を禁止させたい。 14 労働時間 15 夜間を通えるより時間は短縮してほしい。	1 休日 2 商店 小企業は週休制度を守られていない。 3 労働時間 4 深夜勤務内（十二時間労働）に通っている女子がある。 5 五時と十時十一時に帰宅している。 6 労働環境 7 新聞配達は早朝家をのぞくので遺棄を恐る。 8 休日 9 新聞配達の週休制度確立のための支援をとりつらう。 10 貸 金 11 貸金の使用方法を指導すべき。 12 労働環境 13 新聞配達の労働に対する適切な指導をなければ、就労を禁止させたい。 14 労働時間 15 夜間を通えるより時間は短縮してほしい。

② 新南派遣の早期就労は児童の喫煙不足を招き、就労による学力低下が考えられるので考慮してほしい。 又、その他 ③ 年少者は発言力がないので、特に注意し労基法は守つてほしい。	四 労働組合の発言 現 状 ノ、労組のしつかりしている所は一般に労働条件はよい。 進 退 ノ、労働組合を強化することが同様の解決策だ。 望 望 ノ、年少者の健康のため労内行政の積極的な援助を望む。	⑤ 父兄の発言 現 状 ノ、一般に労働賃金が低い。 又、中小企業で労基法完全実施はほどよい。 進 退 ノ、たんに年々だけの労働条件の制限はあやまりだ。 又、朝五時迄に出社しないといふ十月引くが不当だ。(新南派遣) 望 望 ③ 新南派遣中大にかまれたのは東京上野の奥地にたはひか。 ノ、健康増進の徹底と、超過勤務のとりしまりの強化を望む。 又、中小企業での労基法の周知と注意を希望する。	⑥ 官庁の発言 現 状 ノ、中小企業で労働条件は保護される傾向にある。
---	---	---	--

要 望	懸 念
ス 労働基準法の前に肉體が多い。 3 商店は労基法の穴である。	1 商店は労基法を適用させるより別の法律によつて営業時間の制限を考えた方がいい。 2 深夜禁止させて内かせる事は雇主・年少者とも経済肉體上深刻だ。
1 新聞配達の週休制を確保するため交替制をとつてほしい。 2 年少労働者の実態調査の徹底をのぞむ。 3 監督は更に強化したいが監督官の少数のため行届かないので、事業主の協力を望む。	

以上労働条件について問題になる諸点は中小企業、商店一特に住込みの場合一における労働形態及び労働条件の不明瞭な点である。

例えば、年少労働者から、週休制が確立されておらず、夜おそくまで労働や家事に使用され、給与形態も労働の対価としての給与ではなく、近代以前の古いお仕舞い納金小遣金であることが指摘されている。勿論住込みだからといって全部が全部この様な現状であるという事は、この求められた健康な資料の中では所定でないわけであるが、いづれにしても一多少の差はあるにしても一多くの問題を内在しているであろう事は疑われない事実とみてよいであろう。

又中小企業の就業が多いという点は年少者の発言のみならず、父兄及び店方側から同様な発言があり、事業主も労働基準法通りの運用は困難であると言つてゐる諸実から、その現状が顕微鏡されるのである。又天引貯金をさせて定止め給を肩じてゐる事業場もあるようである。

以上あげた諸点は今回把握された問題点の中で特殊な点であるという事ではなく、むしろこの報告の中小企業及び商店等の一般的な傾向であつたという事を暗示するならば、この様な労働形態で使われている年少者の労働条件に関する諸問題が、社会的に再び検出されるべきであるという肉體が提起されてゐるとみ

てよいのではなからうか。

従つてこの種労働条件の改善を要する意見が多く、団体側も無難なら月一、二回の休日と望んでいる者もあり、夜勤や夜業に対する批難も多いのである。しかし中には労働時間の延長を求めている者も年少者側にあり、又この種年少労働者の意見を特にして、事業主側から年少者と合議による改善は認めざるべきである」という意見が出されているが、年少労働保護の本来の趣旨に立違つて反論するべき問題である。一方宮内側及び中労連、労働組合側からは労働基準法の完全な運用と、その取締の強化の必要性が主張されている。

なほ、新聞紙上に従事している児童に対する指導性の切実性がある点から要望されているが、この点については十五才未満の児童が、比較的多いだけに再検討の余地のある問題としてあげられるのではないらうか。

又商店は労基法は無理だから特別な法を定め、家事使用人と共に適用させてはどうか、重労働軽減の制限は大工の仕事には困るので緩和したかどうか、等の意見が出されている。

最後に特筆すべき点になるよい例として、パン製造業の労働時間の改善とその実行の状況のあつた事である。即ちこれによると、同業の同業者が協定し、夜間労働を一時的に懸断化されている一を禁止し、全部昼間労働に振りかえ、かえつて労働基準をあげ、人員が半分に削減されるようになった、という事である。従つて、意見として、教諭されていゝ事項は、パン屋の就労希望者が少いのは労働条件が悪いからで、もつと改善して、年少者を多くつかひたい、科學的製造方法を調すれば、返くなりでも出来るようにする、とのべている事は参考に有る興味ある内容であらう。

(一) 四 労働基準法による技能者養成について。
年少者の募集

現 状	意 見	期 望
1. 技能者養成制度を知らない。 2. この制度にたんでいる。 (1) 技能者の上達が早いので希望をもつて学んでいる。 (2) 師匠に対し理論的な解答をくれる指導員がいない。 (3) 一般工員の無理解から、つらい立場にある。	1. 技能者養成制度は賛成だ。 (1) 理論的に技能が修得出来てうれしい。 (2) 同業学科があるので、高校生に対し劣等感をもたずにすむ。 (3) 経済的な側方にもっともらつたり多忙の中に立かけるのは心苦しい。 (4) 大工と左官は別々の養成所を作るべきだ。	1. 技能養成所の強化とその周知を望む。 (1) 関連学科の充実を望む。 (2) 実技をもっと多く教えてほしい。 (3) 終了者と高校生との資格を手えてほしい。

二 非業主の発言

1. 技能者養成制度は効果的だ。

意見	(1) 三十%の能率が上り不良品が半減した。 (2) 熟練者をしのぎつゝある。 (3) 会社の信用が高まった。 (4) 軍需者でないので設置がしやすい。 2. 技能養成制度の運営上困難な点。 (5) 養成工の肉体的な運送上障害になつてゐる。 (6) 養成教師がえられぬ。 (7) 運営がかりすぎる。 (8) 中小企業は関連学科をこなすのがたいへん。
意見	人 技能者養成教育は拡充すべきだ。 (1) 中小企業はとくに肉体的技能者を必要としている。 (2) 中小企業のために地域別に救済の必要がある。 (3) 高技系と同資格を与えるべきだ。 (4) 職業の科学的習得方法を研究し、技能者養成教育の対象とすべきだ。
要望	人 運営上困難な点。 (1) 経費の面で国家的補助を望む。 (2) 講師の斡旋をのぞむ。

三、学校側の発言

意見	人 技能者養成教育は拡充すべきだ。 (1) 徒弟制度の弊害をなくす構想は必要だ。
----	--

要 望	(2) 中小企業にこの制度を実施すべきだ。 (3) この制度は必ず生計上プラスになる。 1. 終了した場合は普通工より上組に昇格してほしい。
-----	---

四、労働組合の発言

現 状	1. 技能 に対する使用者の認識が低い。
懇 望	1. 終了者に対する公的資格を与えられれば、学ぶ方はもっと身が入る。 2. 形をかえを伴取形態になりめよう氣をつけるべきだ。 3. 指導員一人に対する養成工の人数の適正をのぞむ。

四、父兄の発言

現 状	1. 徒弟制度の廃止と技能の水準を高めるために機立っている。
懇 望	1. 終了者の地位、給与は優先的に上級におくべきだ。 2. 養成工と工業高校卒業生との間の身分的差別は問題だ。 3. 終了者の将来性を明確にしてほしい。 4. この制度の充実、周知を望む。

五、官庁の発言

現 状	1. 技能者養成に対し認識が足りない。 (1) 培養不足の點、養成所側の需要を満しえない。 (2) 事業主の理解と認識と協力なむづかしい。
-----	--

意見	要望
イ 技能者養成制度の充実を図りたい。 ロ エの制度の改善を理制させ技能制度の障害を更正させたい。 ハ 中小企業は地域的会同を行つてほしい。 ニ 指導官や養成終了者は权威ある指導者になりたい。 ヘ 技能者養成教育の徹底をのぞむ。 ホ 地元、市町村で経済的助力をのぞむ。 ヘ 養成工の賃金は良心的に守つてほしい。	

以上具体的な事項をあげてきたが、全体について要約するならば、現状の一般傾向はこの制度について各端とも相当の期待をよせつゝあるところである。例えば年少者自身は「理論的に与べるので技術の上達な早くできて希望がもてる」と感じているし、事業主側も効果が上りつゝあるという報告をしている。能率の向上と、不良品の半減をあげ、更に熟練者をしのぎつゝあるという報告をしている。

従つて、この報告はいろいろの面で制度的な改善の必要を露骨に脱却する事だ、いかに生産的であり、能率的であるが、何ら体験しつゝあるものとして、皆重なる面があると思われぬ。

しかしながら、この制度の重要件は充分に認識していても、その制度は極めて困難な條件がともなうので、その充実を期するためには、多くの研究と余力を強しているというが、今日の現状であらう。特にこの制度が当面経済的困難をどの程度の充実かははるれ、又新たに必要したいと思えている中小企業者の実行を不可能ならしめており、これに対する要望として国庫負担による経費の増大が強く望まれている。

その他終了者に対して（金給）資格の要望及び終了者の処遇についての要望並に、形をかえた採取形態にならぬようにとの警告が特記されねばならぬ。

(一) 五 年少労働者の教育の問題について
年少労働者の発言

現 状

勉学の困難なことについての発言が多いが、中には単業主その他の理解と協力で問題を克服し、みごとに西をさせている例ものやられてゐる。現在勉学を怠らないでゐる者は、主府聖由として、労働時間、労働の内容、低賃金、勉学のための施設などをあげてゐる。現在勉学中の者は問題太主として定時制高等学校に集中してゐる。以下に同意見を列挙すると、

1. 定時制高等学校に通学するもの

- (1) 授業時間が遅いため毎日遅刻する。
- (2) 労働時間が遅れ、夜更をさせたり、終業間際に用事を命ずるため、遅刻、放棄する。
- (3) 夜更がたいやな間をしたり、先輩、同僚が嫉妬する。
- (4) 費用者が許可しないので通学を強要にしている。
- (5) 授業中空腹で居る。(学校給食でパンと脱脂乳を一食五円位で出しているところもある。)
- (6) 中間でパンを売っている(校内で)水飲みいたの聞えない。
- (7) 食事をとるところ(千石十時前)はもう食費がなくなつたり、又は過食のため胃腸障害を起す。

- (8) 学習時間がない。
- (9) 睡眠時間をさかなくて行かならぬので眠い。

飯湯が夜十時までないので入浴できない。

2. 技能者養成に通学するもの

の 養成所の一級級長科目が劣つてゐるので定時制高等学校に通学してゐる。

意見

要望

(2) 技能習得者が、専門高等学校へ通っているのは、養成所がそれに劣るためではなく、職育

格を得るためである。(習得者の割合が違っている例もある)

3. 通修教育に関するもの

(1) スターリングタに出席できない。

(2) 内容がむづかしい、努力が読かない。

4. 寄宿舎に関するもの

一部屋に多人数なので勉強の意欲がなくなる。

(並同生活のため諸々の不都合があるとのべている)

反省が主となっている。

時間を有効に使う工夫が必要だ。

(3) 貸出図書はもつと読込に利用しなければならぬ。

(3) 良い指導者も必要だが結局は各人の努力と忍耐だ。

(4) 技能者養成制度の教育施設を充実して、これを中心に教育した方が、短期制高等学校や通

修教育よりも実情に適している。

(5) 中小企業の年少勤労者教育についてどう考えているのか。

勉強するため。

(1) 図書館(校間も利用できるもの)、工場、国文庫、技能を主とした学校、青年学校、等の

施設、施設の設置。

(2) 年少者のための労務学校、無産(長期に及ぶもの)、その他、職業、産技会、研究会等の周

機、

環境におけるものとしては、

(3)

図書室と圖書の設備
研修会、他の工場、社会実習、職場教育、講座（洋裁など）の開催、実施、

(4)

諸会合へ出席させる

(5)

自分の時間を与える（住み込み者）

(6)

賃金を上げる（学用品も買えない位安い）

(7)

専教育の機会を与えて欲しいという要望が非常に多い。

2.

(1)

定時制高等学校に関するものとして、
通学できない者が多いという要望をしている。

(2)

文通制勤務にういて、書写にするなど一考を欲しい。

(3)

通学を望まないで欲しい。

(4)

学校を便利な所に立地して欲しい。

(5)

中学校卒業資格のない者に部活動制度を設けて欲しい。

(6)

通学している者は内通が多いだけに要望事項も多く、使用者、失業者、教員などの理解と

(7)

協力を求め、多少の便宜をはかって欲しいとのべている。

(8)

労付時間より上げ給費を早くして欲しい。

(9)

終業時間と通学を命じないで欲しい。

(10)

通学者を特に能に扱うなどいやがらせをしないで欲しい。

(11)

学校給食の実施など食事の同意に配慮して欲しい。

(12)

学校施設を改善して欲しい（自転車置場、暖房、照明、等）。

(13)

学生寮の設置をのぞむ。

(14)

定時制高等学校にからとて課目、レベルに手ごころを加えて欲しい。

先生は生徒の熱意に感えてほしい。

(8) 全日制高等学校より劣るといふ一般の認識を改め、全日制高等職業学校としての地位を高くしてほしい。

(9) 三角定規を實現してほしい。(家庭、勤務先、学校、教員と三角に結びつき長期養育のこころ)

3 通信教育に関するもの

あいまいな通信教育の広告にひつかつた例もあり責任ある筋からの紹介をもとめている。又直接の指導者を教しているものでこの点について一考を要する。

(4) 寄宿舎に関するもの

(1) 消壁校でも勉強したい人のため勉強部屋(図書設備がある)を欲しい。

(2) 寄宿舎にラジオ、新聞が欲しい。

(3) 和洋裁等の習得には外で学ばない(寄宿舎に教師を招いている場合)。

5. その他

(1) 職業場附属の学校では形式的でなく、生徒の希望に合致した教育内容、時間編成を求めています。

(2) 年少者大卒を得る試み措置が欲しい。

(二) 職業主の発言

現 状

発言によれば職業主として実施していることは、職場教育、講座の開催(和洋裁、不犯罪、一般教育等)技能者養成所、職業場附属の学校に於ける教育及び定時制高等学校通学への便宜の付与等であるが問題は職業場附属の学校と定時制高等学校並行が多い。(除、技能者養成所)以下にその内面点を挙げる。

1. 職業場附属の学校に関するもの

(1) 教育の範圍を擴張されてくる（精神訓練なども生産性向上のため行ふと云へられる）
(2) 女子は学校に出るの必要が男子は嫌々（然も、女子も満期になると親戚がなぐさむる、また男子は嫌々の先輩がけなすためなりで、寄宿金の室長でPTAを作り授業參觀をさせて良い結果を得ている例もある）

(3) 附屬の学校に通うものは卒業を免じている。

(4) 勉学意欲が乏しいため出席率が低い。（尤、パーセントの出席率を求めている所もある）

(5) 附屬の学校はあるが強制してはいない。（定時制高等学校に通うことも自由）

なお学校を設置してからは定期試験の時より短期間で能率が上がっていると喜んでゐるものもある。

2. 定時制高等学校に関するもの

一般に通学する年少者は眞面目で、研究心、忍耐力が強く理解力に富んでゐると評であるが、及面難解も指摘してゐる。

(1) 試験期になると又勉率が上昇するので調整に困つてゐる。（勉学のため生理休暇をとるものもある）

(2) 登校を怠いで終業時間まで面談日に仕事をしないため求人労働者に非難される。

(3) 仕事に遅延がなぐ、体力の消耗を防いで仕事をしているのがみえる。

(4) 授業をはかつてゐるが、特別に甘んじすぎな点がある。

(5) 終業を早くして登校の便宜をはかつてゐるが、学校へ行つていない。

(6) 通学をすゝめてゐるが大方は止めてしまふ。

(7) 通学者は終業を早くしていたが、洋服に通う者から不満があり棄止した。

(8) 卒業すると他の会社へ移る者が多い、卒業後他へ移る者、事前の仕事に志向するもの

には協力できない。

(9) 社の従業員とのふりあひについて送うことが多し（営業時刻までに、本人の責任を定めていない場合或すべきか、特に終校させるべきか等）。

理解、協力している例としてはその事業場特有のものが多し。

(10) 終校時間には支障のないよう終業時間を定めている。又終業後直ちに終校させている。

(2) 年少者全員に一時同平返を認め通学させている。この一時同は積手などの並走には豫め時間に入れる。

(3) 通学者は養育に阻害するとか、勤務割に支障するが、殆んど通学させている。一交習制の卒業場。

(4) 定時制商業学校のークラスを工場に送り高校教師の出張授業を行っているが好評である。

(5) 通学する者は十通に三通の副室附きの部屋に入れて勉強させている。（専断色）

(6) 貧困家庭、明眼、片親のない年少者に金銭で学資金を負担して通学させている。

(7) 教育の促進は認めるが現在の社会情勢は初こつ、学費こそがむすかしい。

・ 幼学が第一時的で仕事と学二義的となり易い。

・ 過労であるから体力が保てないと思う。

(2) 女子には知識教育よりも家庭婦人としての準備教育を促進したい。

(3) 教育は膨張に起るが技能と知識の両方からこれをよく。

(4) 学歴向上の社会事情を反映しなければならぬ。

学
校
望

(1) 職場と勉強との摩擦を少なくするようにして欲しい。
(2) 試験制度をやめること。

学校側の発言

宛 先

- (3) 給食を実施してほしい。
- (4) 家庭、学校、職場と連絡を密にしてほしい。
- (5) 年少者への要望。
- (6) 所定労働時間を減らして休校して欲しい。
- (7) 廃業に即した方法を提案して欲しい。(廃業では通信教育で勉強するなど)
- (8) 官公庁への要望。
- (9) 定時制高等学校のあり方に文部省は一考を欲しい。
- (10) 昔の青年学校をもつて民主化した形で復活して欲しい。
- (11) 事業主と学校当局との懇談の機会をつくって欲しい。
- (12) その他全般への要望。
- (13) 資格制度を改めて欲しい。
- (14) 最近理解をもつ事業主が多くなり進路が少なくなってきた。
- (15) 最近中小企業の方針強化で退社する者が増加している。
- (16) 職場との連絡がうまくいかぬ場合退社が多いので生徒の向学心を損なぬよう職場訪問、話し合いをしている。
- (17) 定時制振興会で奨学金貸渡金を各地につくって、学校、職場、父兄の協力を得ようとしている。
- (18) 勤労者側の場合、後継者が年少者に継せられているので退社することが多い。
- (19) 予算がないため設備などの面は非常に苦戦している。

見	望	望
(1) 年令差が著しいので学力の相違が非常にある。 (2) 始業時間の決定に苦悩している。 (3) 翌日の業聲に支障のないよう^に宿題を配している。 (4) 体操も教しいものは避けて過労におちいらぬよう注意している。 (5) 試験期になると盛衰する傾向があるが、昔の試験とは異なっているからこの点一層注意する。 (6) 遅刻が多いと風潮に関係してくるのか心配だ。 (7) 八時間労働が守られていても定時刻に遅くことは精神的肉体的離脱と云っている。 (8) 日本文化水準をあげるには、中等卒業後就職する者の教育に力を注がなければならぬ。 (9) 高校教育を希望するものには、その限りの内会を与えたい。定時制高校の多数設立は必要とする。 (10) 三有協議会（使用者、学校、家庭）を促すもつてゆきたい。	使用者への要望 (1) 理解をのぞむ。 (2) 労働時間の短縮、労働時間の短縮、全日・朝・午の待遇等（^{の待遇}） (3) 生徒の疲労度を見て家事に代って欲しい（特に親戚へ） (4) 官公庁への要望 (5) 校舎の増設を希望する（独立校舎を） (6) 青年学級の下の実施 (7) 学校給食の実施 (8) 工場の技能者養成所の実施に本り要位を認め、予定単位を職業学校で補うようにしていただきたい。	(1) 年令差が著しいので学力の相違が非常にある。 (2) 始業時間の決定に苦悩している。 (3) 翌日の業聲に支障のないよう^に宿題を配している。 (4) 体操も教しいものは避けて過労におちいらぬよう注意している。 (5) 試験期になると盛衰する傾向があるが、昔の試験とは異なっているからこの点一層注意する。 (6) 遅刻が多いと風潮に関係してくるのか心配だ。 (7) 八時間労働が守られていても定時刻に遅くことは精神的肉体的離脱と云っている。 (8) 日本文化水準をあげるには、中等卒業後就職する者の教育に力を注がなければならぬ。 (9) 高校教育を希望するものには、その限りの内会を与えたい。定時制高校の多数設立は必要とする。 (10) 三有協議会（使用者、学校、家庭）を促すもつてゆきたい。

	(5) 文部省勸業の者のため、晝夜制の定時制高等学校を研究して欲しい。 年少者への要望 (1) 幾年か、ついても罪永に、あせらず勉強して欲しい。
--	---

(四) 労務組合側の発言

現 状	意 見	要 望
(1) 会社側に對し、定時制高等学校に通学する者のため、奨学制度を定款中である。 (2) 紡績工場には実務学校（附属学校で、公認のものもある）があるが、会社の都合のよい教育がわれ勝た。 (3) 生徒面の事に追われ、年少者の事まで充分がたない。怖い。	(1) 通学でさう、ものは僅かであるから、組合で行う労働教育に平行して基礎学科の修得を行えれば理想だ。 (2) 今後教育計画について各組合疎隔と定期的に混合したい。	(1) 定時制高等学校を増設その他の施設を設けること。 (2) 学生の中央本部でもつとこの問題をとりあげて欲しい。

(五) 父兄及び一般の発言

規 定	意 見	要 望
(1) 制度不足が他説だ。	(1) 労働と勉学の二重の義務をいつ回復しているだろうか。 (2) 定時制高等学校に通学するものは知識より資格が欲しいのである。 (3) 學歷によつてハンデキヤツプをつける世の中が年少者に過勞を強いるのだ。	(1) 教育施設の大巾増設をのぞむ。

(4) 使用者の理解を望む。

(5) 社会教育法による青年学校の振興

遊学を困難にしている。種々の細い問題点が指摘されているが、

この内應に因する使用者側の態度は、

一、どこまで取り便宜をはかり勉強させてやるかとし、又実際にそうしている。

二、労働時間に支障なければ教員は別に干渉しない。

三、勉強は労働に必要なら然り意味を、並行する以上はやつてもらいたくない。それより余暇は充分休養し明日の労働のための精力を蓄けて欲しい。

という三つの傾向に分れている。

使用者が与えている便宜は工場の勉強施設の充実、終業時間と登校時間の繰り上げなど種々あり、その方法は個別的である。

次に便宜を与えないと考えるものでもないという使用者側の面がある。(中小零細企業、商店等)としてこの場合、可能な方法で、あまり無理をせずに勉強して欲しいという希望が示されている。

全般を通じてみられるのは、勉強意欲に乏しいとする積極的誘導の取組(理解はしていても)と、勉強意欲のための補強策の不足、不健全である。

なお学歴満堂が年少者に無理な勉強をしているのであるから、この弊風を改めなければならぬとの意見も出ている。

六、余暇活動について

(一) 年少労働者の発言

現 状	電 更	要 望
親をやつてゐること (1) 読書 (方法が簡単、図書館、図書室から借りる) (2) グループ活動 (教養グループ、マイナークラブ、サエニヤナヤーク等) (3) 娯楽 (映画、スキー、スケート、フォークダンス、ハイギンク等) (4) 習得 (国字、茶草書、和洋裁、習字、筆記、そろばん等) 田舎について (1) 今暇時間がない (働いた時間がない、住込みで晝夜拘束される等) (2) 全暇時間は睡眠、休息等の疲労回復で一杯だ (3) 費用がない (4) 指導者がいない	(1) 選手制は面白くない (2) 年少者の新進会を作りたい (3) 教員は趣味が多い (4) 運動会、ピクニック、旅行は最も楽しい	(1) 運動施設、図書館などの利用施設が欲しい (2) 中小企業に働く者にもレクレーション施設が欲しい (3) 指導者が欲しい (4) 住込み労働者にも全暇時間を与えて欲しい

(一) 事業主側の発言

一 現 状 の 寒 間、小企業、商店では福利厚生施設は実現困難である

学校側の発言

意見	要望
(2) 指導者が少ない。 (1) 工場内の施設が小企業ではまったく考えられていない。 (1) 趣味をもたせる必要はある。 (2) 徒然亭をよくするためには余暇指導も大切である。 (3) 実地に即した余暇活動の指導はむずかしい。 (1) 健康な遊樂機關の設置を願う。 (2) 余暇活動の手引き書を紹介して欲しい。 (3) 成人の再教育に欲しい。 の余暇のあり方をどうするか	

意見	要望
(2) 経済関係の施設は充実してはいるが充分活用されてはいない。 (3) 子どもは余暇時間を無駄に使っている。 (1) 運動に勉強にいせしめたい。専念であるから極力希望を満してやることだが、労力の生産性を高めることとなる。 (2) レクリエーションは希望をもたせるから大いに行うべきだ。 (3) 休養となるレクリエーションを考えなければならぬ。 (1) 余暇活動の指導をして欲しい。 (2) T W I に余暇生活の指導をとり入れて欲しい。 (3) 小・零細企業では、大企業程の施設はできないことを了解して欲しい。 (4) 真面目に働いて余暇は充分に楽し、次の労働のための力を養ってほしい。	

労働組合側の発言

現 状	意 見	要 望
(1) 年々若年層は減少傾向にある。近頃して考えなかつた。 (2) 若年層の減少傾向は、若年層の減少傾向にある。	(1) 若年層の減少傾向は、若年層の減少傾向にある。 (2) 若年層の減少傾向は、若年層の減少傾向にある。	(1) 健全な職業教育の設置をのぞむ。 (2) 全職活動について、初々自身の訓練される機会が欲しい。

(五) 父兄及び一般の発言

現 状	意 見	要 望
(1) 女子は競争に追われ余暇がなく、男子は読書心である。 (2) いますればよいかわからない。	(1) 税金と金づまりであえいである。中小企業には余暇指導等について関心をもつ精神的ゆとりがない。 (2) 若年層の減少傾向は、若年層の減少傾向にある。	(1) 地域社会の若年層と共に指導を行うよう各機関、並びに地域社会の人々の協力をのぞむ。 (2) 図書館の夜間開館、二エース映画館の開館。 (3) 家庭では経済の困難から思うようにならないから、財源、労組、関係官庁でやつて欲しい。

(六) 官公庁側の発言

現 状
(1) 中小企業に比べ若年層の私的生涯環境が悪い。

意見	望 望
(2) 中小企業では暗黒道場のため年少者のことは顧みられない。 (3) 男子の暗黒道場と異なり、女子の場合大さくとりあげられるし、リションがない。 (4) 住込労働者の余暇は実心には附かない。	(1) 中小企業で年少者の余暇指導はむづかしい。 (2) 生活に耐強性をもたせる指導を必要とする。 (3) 文化センター、会館の設置等にもっと年少者が考慮に入れられなければならない。 (4) 余暇活用から明日への意欲を生れることを認識して欲しい。 (5) 事業主（特に小企業）の理解と協力を要する。 (6) 組合の有力な援助を要する。 (7) 健全な娯楽機同の設置を社会及国家に要する。

企業の種類、規模により問題が異なっている。

住込労働者等には、余暇時間の確保、つまり、労働条件の向上が先決問題となっている。

中小企業では余暇活用のための施設設置が難しい事や不可成成いは不充足であることが問題であり、事業主は、大企業程には出来ないことを了解して欲しいと訴えている。

これに対しては、地域社会と連携し、年少者のグループ活動、施設の内題の解決に当たってはどうかという意見が立てられている。

なお余暇活動のための指導者が足りないこと、費用がないことなども問題となっている。

大企業では、施設が充実してはいるが、余暇活用されにくいという問題が立っている。

七、労組組合活動について

(一) 年少労働者の発言

規 状	意 見	要 望
(1) 組合については少しも知らない。 (2) 組合はむづかしい言葉を使つて近寄りにくいし、活動に参加できない。 (3) 発言すると俄で生意氣だと冷笑や、変な目で見られる。又意見もがかりない。 (4) 組合のふりかへで組合が上つて、組合は必要と思ふ。 (5) 少工場の従業員が持つて組合を作ることほむずかしいと思うか。 (6) 組合活動に参加する前にもつと、それらの問題を勉強したい。	(1) 年少者を臨時雇とするのを止めて組合に入れて欲しい。 (2) 組合について詳しく知りたい、圖書の紹介、説明、指導を行つて欲しい。 (3) 経営の機会、機関紙等へ自由な提議をはかるなどして声をとりあげて欲しい。	

(二) 事業主側の発言

規 状	意 見	要 望
(1) 技能養成期間中は組合に加入させない。 (2) 年少者は、組合活動とは向上手組、ストをするなどと考えられる所が多い。 (3) 年少者に権利意識のみるえつけていけないと思ふ。 (4) 発言力弱く批判も久しいので、幹部の老のさ、に引きづられていく傾向にある。	(1) 増内組合の正しいあり方についての教育が不徹底である。完全に義務を遂行しては、権利を主張するよう年少者にわかつてもらいたい。 (2) 技能養成施設にある年少者の組合加入は絶対反対である。	(1) 向上手組のみやつているが事業の発展や内容の充実にも努力して欲しい。

(三) 学校側の発言

現 状	意 見	要 望
(1) 奨励有因奨励同じ奨励者を年少者とするが故に、その権利を奪う形になっている所が多い。 (2) 教壇で、必ずしも其の具体例にばかり指導が基盤でない。	(1) 成人組合員自身は年少者の人権に対する考え方を改めるべきだ。	(1) 年少者の進退を断つ機会をもた、若弱に反映させる努力も必要とする。

(四) 労働組合側の発言

現 状	意 見	要 望
(1) 経済困難、圧迫に対する年少者の同様の訴えにのりだせない。 (2) 年少者には組合員としての大きな期待や協力を求められていない。後につづいてきて欲しいという態度である。 (3) 指導のすゝめ方がわからない。 (4) 養成工を加入させるか否かの当面の問題である。 (5) 年少者は組合に同心をもっていない。又、もつていても尊重しない。	(1) 暇があれば年少者の同様の考えをい。それが必要ないことは認識した。 (2) 資金、子弟が保護者であることを了解して欲しい。 (3) 年少者の進退を尊重するため、労組組合の強化を施策の上にはかかれたい。 (4) 養成工の加入について首尾の整理をのぞく。 (5) 年少者のための労働学校の開設を希望する。	

(五) 父兄及び一般の発言

要 望
(1) 正しい組合発達のあり方を年少者に示して欲しい。

(六) 労働側の発言

現 状	(1) 年少者に対する組合教育は殆んど行われていない、殊に弱小組合は、年少者まで手配出来ない。
意 見	(1) 年少部を作ることも必要かもしれない。 (2) 学校を卒業するまでに組合の知識を充分与えることが必要である。 (3) 年少者には自らの問題を自分らで提出する機会を与えることが第一である。
望 望	(1) 組合教育活動が正行ない。 (2) 年少者の声を聞いて組合活動に反映すべきだ。 (3) 組合に対する正しい理解と参加を促す。

労使組合は賃金斗争に重点をおいているため、年少者の問題には関心が薄く、養成工・練習工の組合加入や労働者の内閣になつていく程度である。

年少者は発言の機会を求めており、組合側は機会を与えても発言しないといつてゐる。これは、「組合は必ずしもいい、意見がとれない、発言すると彼で生意氣な顔で冷笑や笑な顔で見られる」といふ発言がその理由を説明づけているようである。

